

正 誤 表

『「更正の請求」を巡る税務処理と実務対応』（平成 24 年 4 月 10 日・初版 1 刷）につき訂正事項がありました。お詫びの上、下記の通り読み替えてご利用いただきますようお願い申し上げます。

税務研究会出版局

ページ	誤	正
4 頁見出し	【図表 1 1】修正申告との相違点 【図表 1 2】修正申告との相違	【図表 1 1】修正申告との相違点(1) 【図表 1 2】修正申告との相違点(2)
162 頁 事例 2 行目完結するものと考えていた。完結するものと考えていた（毎年、本人及び家族の医療費控除の確定申告は行っていた。）。
190 頁 事例 1 行目	F 社の平成 23 年 3 月期.....	F 社の平成 24 年 3 月期.....
同頁 事例 3 行目	平成 24 年 8 月に平成 21 年度～平成 23 年度の.....	平成 25 年 8 月に平成 22 年度～平成 24 年度の.....
同頁 事例 4 行目平成 22 年度(平成 23 年 3 月末日)平成 23 年度(平成 24 年 3 月末日)
191～198 頁 記載例中の事業年度	平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 4 月 1 日 平成 24 年 3 月 31 日
200 頁 事例 7 行目 以後に追加当初申告の相続税額が過大となった。当初申告の相続税額が過大となった。 <u>(注) なお、本事例は、相続税法第 32 条に基づく更正の請求であり、相続財産が当初申告の相続分と異なる割合で分割された等に該当し、相続税額が過大となった場合には、その事由が生じた日の翌日から 4 月以内に限り、更正の請求ができます。</u>